

(写)

令和 8 年 8 月 5 日

千葉地方最低賃金審議会
会長 村上 典子 殿

千葉地方最低賃金審議会
千葉県最低賃金専門部会
部会長 村上 典子

千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 7 月 2 日、千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり、令和 6 年 10 月 1 日発効の千葉県最低賃金(時間額 1,076 円)は令和 6 年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本報告に当たっては、別紙 3 のとおり賃上げに伴う各種支援等に関する政府への要望を取りまとめたので、併せて報告する。

なお、最終的に本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊澤 敏和 小野 理恵 村上 典子

(労働者代表委員)

田中 貴幸 戸田 健一 中島 正敏

(使用者代表委員)

坂元 晋二 古山 隆志 本村 直也 (五十音順)

千葉県最低賃金

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,195 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 10 月 1 日

千葉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- | | | |
|-----|-------|-----------------|
| (1) | 件 名 | 千葉県最低賃金 |
| (2) | 最低賃金額 | 時間額 1,076 円 |
| (3) | 発 効 日 | 令和 6 年 10 月 1 日 |

2 生活保護水準

(1)比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

(2)対象年度

令和 6 年度

(3)生活保護水準

生活扶助基準(第 1 類費 + 第 2 類費 (冬期加算を除く) + 特例加算 + 経過的加算
+ 冬期加算 + 期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加え
た金額 109,528 円

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額 (注) と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

(注) 千葉県最低賃金 1 か月換算額

$$1,076 \text{ 円 (千葉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 154,095 \text{ 円}$$

0.824 は、秋田県の令和 6 年度最低賃金額 951 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

千葉県では、令和 6 年 1 月 19 日に開催された「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」において【「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」ちば共同宣言】(別添参照)が採択され、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、適切な価格転嫁及び生産性向上に向けた取組を行っているところである。

こうした中、貴局においても次の事項について、継続的に取り組むよう強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに 価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 3 価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、関係省庁等との連携や現場への浸透に向けた一層の周知徹底を図ることを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

- 4 いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

「適切な価格転嫁と生産性向上による持続的な賃上げの実現」 ちば共同宣言

エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足が、企業の事業活動に大きな影響を及ぼす中、持続可能な地域経済を構築するためには、企業の成長、賃上げ、消費拡大という好循環を生み出していく必要がある。

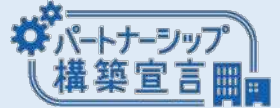
しかしながら、特に雇用の約7割を占める中小企業においては、物価高騰によるコスト上昇分が取引価格に十分反映できていないことなどから、賃上げを持続的なものとするのが難しい状況となっている。

このため、サプライチェーンを構成する全ての企業が賃上げを持続的に行うことができるよう、労務費を含む適切な価格転嫁を進めるとともに、併せて、各企業において、働き方改革や業務効率化の一層の推進、働き手のスキルアップ等に取り組み、生産性を向上させていくことが重要である。

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議は、適切な価格転嫁と生産性向上を促進し、県内企業の持続的な賃上げを実現するため、次の事項について連携・協力して取り組むことを宣言する。

1 適切な価格転嫁に向けて、以下の取組を促進します。

- ア 労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇分を適切に取引価格に反映するため、積極的に価格協議を行うこと
- イ 企業間取引の適正化によるサプライチェーン全体の付加価値向上と共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」に取り組むこと
- ウ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、発注者・受注者が採るべき行動・求められる行動を遵守すること



2 生産性向上に向けて、以下の取組を促進します。

- ア 働き手一人ひとりの意欲を高め、能力を十分発揮できるよう、働き方改革や業務効率化を一層推進すること
- イ 働き手のスキルアップに向けて、人材育成やリスキリングを推進すること

令和6年1月19日

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

千葉県	(一社) 千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉県市長会	(一社) 千葉県商工会議所連合会	千葉県よろず支援拠点
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	(一社) 千葉県経済協議会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	千葉県経済同友会	(株) 千葉銀行
	(一社) 千葉県中小企業家同友会	千葉信用金庫
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	